

広報あつぎ

広報あつぎ 特別号

平成25年(2013年)1月15日

編集・発行 厚木市 政策部 広報課
〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号
TEL.046-223-1511(代) FAX.046-223-9951
www.city.atsugi.kanagawa.jp

抜き取って
お読みください

—特集—

税の申告

目次

- 2・3面…市民税・県民税の変更点／納付について／所得税の確定申告／申告書作成会と無料相談
- 4面……申告会場と日程／申告書作成に必要なもの／郵送での申告受け付け

市民税・県民税の申告

受付期間 2月1日(金)～3月15日(金) **会場と日程は4面参照**
(土・日曜、祝日を除く) **☎市民税課☎225局2010**

市民税・県民税(以下、「個人住民税」)の申告受け付けが2月1日から始まります。提出期限は3月15日までですが、早めの申告にご協力をお願いします。確定申告をする方は、個人住民税の申告をする必要がありません。

申告はお近くの公民館へ

2月1日から申告受け付けが始まり、2月5日からは15地区の公民館を巡回します。3月11日からは市役所に会場を移しますが、市役所での申告は大変混雑しますので、お近くの公民館での申告をお勧めします。会場と日程(4面参照)を確認し、お間違いのないよう来場してください。

申告書の作成には、所得を証明する源泉徴収票や控除を受けるための各種証明など(4面「会場で申告書を作成される方へ」参照)が必要です。スムーズに申告するため、必要な書類は早めにそろえ、申告に備えましょう。

お手元に届いていない資料があるときは、発行機関など(表1参照)に確認しましょう。

状況に合わせて申告

賦課期日(平成25年1月1日)に市内に住み、次のいずれかに該当する方は申告が必要です。

- 平成24年中に所得があった方
- 国民健康保険に加入している方
- 後期高齢者医療制度に加入している方
- 給与所得者で、①勤務先から市役所に給与支払報告者が提出されていない②給与以外の所得がある(給与以外の所得の合計が20万円を超える場合は確定申告が必要)③昨年中に勤務先を退職した(給与所得だけで勤務先から市役所へ

給与支払報告書が提出されている場合は必要ありません)のいずれかに該当する方

- 所得が公的年金だけで社会保険料などの控除を受けたい方

税務署に確定申告をする方や、平成24年中に市内居住者に扶養されていた方は申告の必要がありません。

収入がなくても申告を

所得税は収入(所得)がないと申告の必要はありませんが、個人住民税の申告は国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定などの資料にもなるため、収入がなくても申告してください(税務署に確定申告をする方や、平成24年中に市内居住者に扶養されていた方を除く)。申告していないと、「収入がない」ことが把握できず、各種行政サービスを適切に受けられない場合があります。

申告書には「収入がなかった方の記入欄」がありますので、その旨を記載するだけで申告できます。これにより、さまざまな手続きに必要な非課税証明書を取ることができます。

●申告が必要となる主なもの

- 国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の賦課決定
- 高額療養費の自己負担限度額の決定と各種医療証の区分判定
- 国民年金保険料免除申請
- 障害年金・老齢福祉年金の請求
- 私立幼稚園就園奨励費補助金・保育料の決定
- 児童手当や就学奨励金などの申請
- 公営住宅入居資格審査などの資料



申告は早めに済ませましょう

公的年金収入が400万円以下の方

平成23年分から①公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の一の全てに該当する方は、所得税の確定申告の義務がなくなりました。ただし、次のいずれかに該当する方は、市民税・県民税の申告が必要です。

- ①公的年金等に係る雑所得以外に20万円以下の所得がある
- ②公的年金等から特別徴収されている社会保険料(介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料)以外に、平成24年中に支払った社会保険料がある
- ③生命保険料や地震保険料、医療費などの控除がある
- ④寡婦または寡夫に該当する
- ⑤年金支払者に届け出ている扶養親族以外に扶養する親族がいる

源泉徴収された所得税が納め過ぎになっている場合は、確定申告書を税務署に提出することで所得税の還付を受けることができます。

社会保険料控除に必要な証明(ハガキ)など

(表1)

国民健康保険料	それぞれ「社会保険料控除額のお知らせ」が1月中旬に郵送されます。 *特別徴収(年金からの差し引き)の方の社会保険料控除額のお知らせは、特別徴収分の金額(年金から差し引いた額)を含めてお知らせします。年金支払者から送付される源泉徴収票にも特別徴収分の金額が記載されていますが、申告の際に重複しないようご注意ください。	☎国保年金課 ☎225局2123
後期高齢者医療保険料		☎国保年金課 ☎225局2223
介護保険料		☎介護保険課 ☎225局2393
国民年金保険料	「控除証明書」は納付した時期で、次の通り郵送されます。 平成24年1月1日～9月30日に納付＝11月上旬に郵送済み。10月1日～12月31日に納付＝平成25年2月上旬に郵送。	☎控除証明書 専用ダイヤル ☎0570-070-117 厚木年金事務所 ☎223局7171(代)

所得税と市民税・県民税(個人住民税)の主な違い(分離課税は除く)

区分	所得税	個人住民税	
課税される所得と時期	その年の所得に対してその年に課税されます(現年度課税)	前年中の所得に対して翌年度に課税されます(翌年度課税)	
税率	均等割	市民税	県民税
	所得割	3,000円	1,300円
納税方法など	給与所得者	6%	4.025%
	公的年金等所得者	6段階(5%～40%)	
	その他の所得者	ありません	
	給与所得者	毎年1月～12月の給料とボーナスから差し引かれます(源泉徴収)	毎年6月から翌年5月までの給料から差し引かれます(特別徴収)
	公的年金等所得者	支払い月の年金から差し引かれます(源泉徴収)	2面をご覧ください
	その他の所得者	確定申告などにより申告納付します(ことしの申告期間＝2月18日(月)～3月15日(金))	納付書で各年4回(6・8・10月・翌年1月の各末日)に分けて納めます(普通徴収)

平成25年度 市民税・県民税の変更点

生命保険料控除の改正

平成24年1月1日以後に締結した保険契約から、新たに介護医療保険料が控除対象となります。平成24年1月1日以後に締結した保険契約（新契約）がある場合は、各控除の計算方法や上限額が、平成23年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）とは、異なりますのでご注意ください。

(1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約（新契約）※計算式は表1参照

- ①一般生命保険料控除（新生命保険料）
- ②個人年金保険料控除（新個人年金保険料）
- ③介護医療保険料控除

(2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）※計算式は表2参照

前年度と変更は、ありません。

- ①一般生命保険料控除（旧生命保険料）
- ②個人年金保険料控除（旧個人年金保険料）

(3) 新契約と旧契約の双方の保険契約に係る控除がある場合

新契約と旧契約のそれぞれの計算式で求めた合計額 ※表3参照

【新契約の計算式】 (表1)

市民税・県民税		所得税	
年間の支払保険料	控除額	年間の支払保険料	控除額
～12,000円	支払保険料の金額	～20,000円	支払保険料の金額
12,001円～32,000円	支払保険料×1/2 + 6,000円	20,001円～40,000円	支払保険料×1/2 + 10,000円
32,001円～56,000円	支払保険料×1/4 + 14,000円	40,001円～80,000円	支払保険料×1/4 + 20,000円
56,001円～	28,000円	80,001円～	40,000円

【旧契約の計算式】 (表2)

市民税・県民税		所得税	
年間の支払保険料	控除額	年間の支払保険料	控除額
～15,000円	支払保険料の金額	～25,000円	支払保険料の金額
15,001円～40,000円	支払保険料×1/2 + 7,500円	25,001円～50,000円	支払保険料×1/2 + 12,500円
40,001円～70,000円	支払保険料×1/4 + 17,500円	50,001円～100,000円	支払保険料×1/4 + 25,000円
70,001円～	35,000円	100,001円～	50,000円

※支払保険料とは、その年に支払った保険料や掛金から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいいます。

【控除額の上限】 (表3)

		市民税・県民税	所得税
各保険料控除の上限額	新契約のみの場合	28,000円	40,000円
	新契約と旧契約の両方の適用を受ける場合		
	旧契約のみの場合		
生命保険料控除の上限 (一般生命保険料控除+個人年金保険料控除+介護医療保険料控除)		70,000円	120,000円

市民税・県民税の納付について

給与以外の所得の納付方法

個人住民税が給与から差し引かれている方は、給与・公的年金等に係る所得以外（平成25年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の納税方法を①特別徴収（給与から差し引き）②普通徴収（自分で納付）から選択できます。個人住民税申告書（表面左下）にある選択欄に希望する納税方法をチェックしてください。所得税の確定申告書（第2表下）にも選択欄があります。

65歳未満の方は、給与所得以外の所得に係る所得割額について納税方法を選択できます。なお、給与所得者の方の公的年金等に係る税額は、

原則給与所得に係る税額に加算して給与から特別徴収することになります。ただし、申告書の「自分で納付(普通徴収)」の欄をチェックした場合は、普通徴収の方法で納めることもできます。

65歳以上の方は、給与所得および公的年金等に係る所得以外の所得割額について納税方法を選択できます。

公的年金からの特別徴収(差し引き)

前年中の公的年金等の所得に係る個人住民税を公的年金から差し引く「特別徴収制度」は、ご自身で納める代わりに、年金保険者（日本年金機構など）が個人住民税を市に直接納める制

度です。新たな税負担が生じるものではありません。また、公的年金等の所得に係る個人住民税の納付方法は、自分で選択することはできません。納め方は、平成24年度から引き続き公的年金から差し引かれる方(表4参照)と、平成25年度から新たに公的年金から差し引かれる方(表5参照)で異なります。

対象者は次の全てに該当する方です。1つでも該当しない場合は、特別徴収できません。

- ①平成25年4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、平成24年中の公的年金等の所得に係る個人住民税の納税義務がある
- ②介護保険料が公的年金から差し引かれている
- ③老齢基礎年金などの支給年額が18万円以上である
- ④差し引かれる個人住民税額が老齢基礎年金などの支給年額を超えない
- ⑤平成25年1月1日以後、引き続き厚木市に住所を有する

平成24年度から引き続き特別徴収する場合 (表4)

徴収方法	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付額	前年度2月と同額ずつ			(平成25年度年税額－仮徴収した額)の1/3ずつ		

平成25年度から特別徴収を開始する場合 (表5)

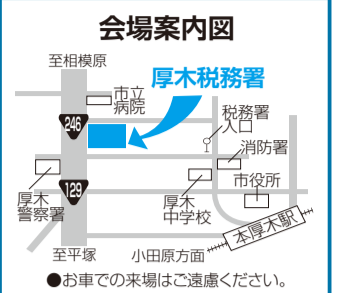
徴収方法	個人納付(普通徴収)		公的年金から差し引き(特別徴収)		
	6月(第1期)	8月(第2期)	10月	12月	2月
納付月	6月(第1期)	8月(第2期)	10月	12月	2月
納付額	それぞれ年税額の1/4ずつ		それぞれ年税額の1/6ずつ		

— 特集 —

税の申告

税務署からのお知らせ 所得税の確定申告

受付期間 2月18日(月)～3月15日(金) (土・日曜を除く)
受付時間 9時～17時 ※還付申告の方は2月18日以前でも申告書を提出できます。
問 厚木税務署 ☎221局3261(代) 〒243-8577 厚木市水引11-10-7



●所得税の確定申告をする方●

◇申告する必要がある方

- 事業所得・不動産所得などがある方、または不動産を売却した方
- 給与と所得がある方（サラリーマン）で次のいずれかに該当する方
 - ①給与と収入金額が2万円を超える
 - ②給与とを1カ所からもらい、給与・退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える
 - ③給与とを2カ所以上からもらい、年末調整しなかった給与の収入金額と給与・退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える

- ④同族会社の役員やその親族などで、その会社からの給与の他に、貸付金の利息や不動産の賃貸料などの支払いを受けた
 - ⑤給与について、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた
 - ⑥外国の在日公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払いを受ける際に源泉徴収されないことになっている
- 公的年金に係る雑所得がある方
- ※所得税法の改正で、公的年金の収入金額が400万円以下で、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告書提出の義務はなくなりました。ただし、その場合でも住民税の申告は必要です。

※所得税の還付を受けるための申告書を提出することはできません。

◇申告により税金が戻る方

- 平成24年分の所得が一定額以下で、配当所得や原稿料などがある方
- 給与と所得者で、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金（取得）等特別控除、政党等寄付金特別控除などを受けることができる方
- 平成24年中に中途退職して年末調整を受けず、その後他の所得がなかった方
- 予定納税している方で、確定申告の必要がなくなった方

提出は便利な郵送で

作成した申告書は郵送でも提出することができます。申告書の控えに税務署の受け付け印が必要な方は、申告書の他に次のものを同封して税務署に郵送してください。

- ①申告書控え（ボールペンまたはインク書きのもの）
- ②切手を貼った返信用封筒（郵便番号・住所・氏名を記載）

扶養控除は家族の収入額を確認

年末調整で扶養控除などを受けている家族に、アルバイト収入や保険の満期金などがある場合、その収入金額などをご確認ください。年

末調整に誤りがあると確定申告が必要になりますので、よく確認しましょう。

法定調書・給与支払報告書は1月末までに

平成24年中に給与や報酬などを支払った法人・個人事業者の方は、法定調書と合計表を1月31日までに税務署に提出してください。「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の提出には、OCR用紙をご利用ください。給与支払報告書は、受給者が平成25年1月1日現在居住している市区町村に提出してください。期限間近は混雑しますので、早めの提出をお願いします。☎ 法定調書＝厚木税務署（管理運営部門） ☎221局3261、給与支払報告書＝厚木市（市民課課） ☎225局2011。

国税庁ホームページで申告書が作成できます

パソコンで24時間いつでも簡単にホームページで確定申告書の作成(検算)ができます

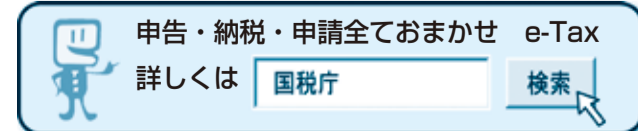
「確定申告書等作成コーナー」の画面に従って入力すれば確定申告書が簡単に作成できます。作成後は、e-Tax（国税電子申告・納税システム）でインターネット送信するか、印刷して書面で提出してください。

- e-Taxのご利用前に次の準備をしてください
 - ①市町村などで電子証明書を取得し、ICカードリーダーライターを用意してください（有料）
 - ②ホームページから「電子申告・納税等開始届出書」を送信
 - ③ホームページで電子証明書を登録

e-Taxをご利用いただくメリット

自宅や事務所のパソコンからインターネットを使って①所得税、法人税、消費税などの申告②申請・届出書などの提出③全ての税目の納税ができます。

- ホームページから簡単申告
- 申告期限内に本人の電子証明書を付けて平成24年分の確定申告をする場合、最高3,000円の税額控除（平成19年～24年分の間で1回）
- 一部の添付書類（源泉徴収票や医療費の領収書など）が提出不要
- 還付金の受け取りがスピーディ（3週間程度に短縮）



市税の納付は便利な口座振替を

- 安心 納期限に自動的に引き落としされますので、納め忘れがありません。
- 便利 一度手続きをされると、原則毎年自動的に継続されます。申し込みは、金融機関・ゆうちょ銀行の窓口で受け付けています。

口座振替の他にも、金融機関・ゆうちょ銀行窓口、コンビニ、ペイジー、クレジットカードで納付ができます。詳しくは納付書の裏面や市ホームページで確認していただくか収納課へお問い合わせください。

☎ 収納課 ☎225局2020

参加しよう 申告書作成会と無料申告相談

所得税・事業税・住民税の申告書作成相談会

- 厚木市文化会館
 - 1月23日(水)
 - 9時30分～12時・13時～16時
- 愛川町文化会館
 - 1月30日(水)
 - 9時30分～12時・13時～16時

税理士による小規模納税者などのための無料申告相談会

- 愛川町文化会館
 - 2月7日(木)・18日(月)
 - 9時30分～12時・13時～16時
- 厚木市文化会館
 - 2月8日(金)・15日(金)
 - 9時30分～12時・13時～16時

「税理士記念日」確定申告無料相談会

- 厚木市文化会館
 - 2月22日(金)
 - 10時～12時・13時～15時
- 年金受給者や給与所得者で医療費控除の還付申告をする方(年金、給与以外の所得がある方、相談内容が複雑な方は除く)。主催は東京地方税理士会厚木支部

年金所得者のための確定申告書作成相談会

- 厚木市文化会館
 - 1月24日(木)
 - 9時30分～12時・13時～16時
- 愛川町文化会館
 - 1月31日(木)・2月1日(金)
 - 9時30分～12時・13時～16時

～東日本大震災により被害を受けられた方へ～

震災により住宅や家財などの損害を受けた方は、所得税の全部または一部を軽減することができます。詳細は、最寄りの税務署にお問い合わせください。手続きに時間を要する場合がありますので、税務署窓口でのご相談は事前に日時などを予約してください。

平成25年度分 市民税・県民税 申告受け付け 会場と日程

市役所会場は混雑が予想されます。お近くの公民館での申告にご協力をお願いします。
公民館ではお住まいの地区に関係なく、どこでも申告できます。日程をよく確認し、お間違いのないようにご来場ください。郵送での申告もご利用ください。

お願い

市民税課窓口（市役所本庁舎2階）では、所得税の確定申告に関する相談・申告はお受けできません。公民館・本庁舎4階大会議室の会場では、給与所得者と年金所得者に限り確定申告も受け付けます。それ以外の方は、厚木税務署でお願いします。

15地区公民館会場

受付時間 2月5日(火)～3月6日(水)
9時～15時

厚木北 2月5日(火) ※車での来場はご遠慮ください。		厚木南 2月6日(水) ※車での来場はご遠慮ください。		南毛利 2月7日(木) 2月8日(金)	
小 鮎 2月12日(火)		緑ヶ丘 2月13日(水) ※車での来場はご遠慮ください。		荻 野 2月14日(木) 2月15日(金)	
依知南 2月18日(月)		睦合南 2月19日(火) ※車での来場はご遠慮ください。		睦合西 2月20日(水)	
依知北 2月21日(木) 2月22日(金)		睦合北 2月25日(月)		愛 甲 2月27日(水) ※車での来場はご遠慮ください。	
相 川 3月1日(金)		森の里 3月4日(月) ※車での来場はご遠慮ください。		玉 川 3月6日(水)	

市役所会場

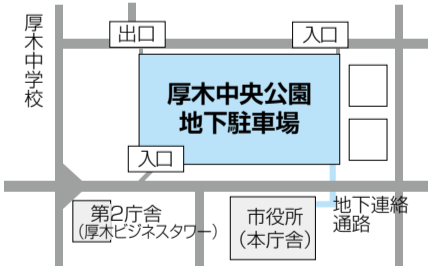
本庁舎4階大会議室
3月11日(月)～15日(金)
受付時間 9時～16時

2月1日～3月8日の間は、市民税・県民税の申告のみ本庁舎2階5番市民税課窓口で受け付けます（土・日曜、祝日を除く）。

車でお越しの方は厚木中央公園地下駐車場をご利用ください。

申告での利用は無料です

駐車場整理券を申告会場にお持ちください。



郵便

郵送での申告

宛先 〒243-8511 厚木市役所 市民税課 行
 ※所在地の記載は省略できます。

自分で市民税・県民税申告書を作成できる方は、郵送による申告が便利です。申告会場で待つことなく、ポストに投函するだけで申告ができます。記載漏れや関係書類の添付漏れがないかを確認してください。後日、申告内容などをお尋ねする場合がありますので、連絡先電話番号は必ず記入してください。また、申告書受付書が必要な場合は、80円切手を貼った返信用封筒(定形)を同封してください。



会場で申告書を作成される方へ



◆会場で申告書を作成される場合は、次の書類などをお持ちください。

●申告に必要な書類など

- 市民税・県民税申告書(市から郵送された方)
- 印鑑
- 所得を証明するもの(添付が必要)
給与所得者、年金所得者は源泉徴収票または支払者の証明書(ない場合は給与明細や給与が振り込まれる口座の預金通帳)など収入が確認できる書類
- 控除を受けるためのもの(添付が必要)
社会保険料(1面表1参照)、生命保険料、地震保険料など各種控除証明書。医療費控除には領収書など支払った金額が確認できるもの